

# 産業廃棄物関係の許可申請手続き

～処理施設編～

令和6年2月

香川県環境森林部循環型社会推進課

# はじめに

## (1) 許可の対象者

排出事業者・処理業者を問わず、法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要です。

また、産業廃棄物処理施設には該当しないが、産業廃棄物収集処分業の許可を取得するために産業廃棄物を処分する施設（以下「処分業対象施設」）を設置する場合は、県要綱に基づき、処分業の手続きを行う窓口において事前に協議手続きを行う必要があります。

必要な許可	事業の内容
香川県知事	・ 県内（高松市を除く。）に産業廃棄物処理施設を設置する場合
高松市長	・ 高松市内に産業廃棄物処理施設を設置する場合

### <高松市の窓口>

高松市環境局環境指導課

〒760-0080

香川県高松市木太町 2282-1 環境業務センター内

TEL：087-839-2380

## (2) 変更

許可を受けた後、処理する産業廃棄物の種類や処理能力を変更するなど、事業内容を変更しようとする場合は、事前に変更許可を受ける必要があります。

また、許可証の住所、氏名・法人などを変更する場合は、変更届を提出する必要があります。

## (3) 用語の定義

次のとおり略記しています。

法 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

令 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

規則 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

県要綱 香川県産業廃棄物処理等指導要綱

## 1 窓口・提出先

香川県の窓口は、産業廃棄物を処分する施設の設置場所を所管する保健福祉事務所環境管理室等です。

なお、令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設（以下「最終処分場、焼却施設等」という。）を設置する場合は、循環型社会推進課が窓口となります。

申請者の所在地	窓口・提出先	連絡先等
東かがわ市、さぬき市、木田郡、香川郡	東讃保健福祉事務所 環境管理室	〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田 930-2 TEL：0879-29-8273
丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡	中讃保健福祉事務所 環境管理室	〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 TEL：0877-24-9966
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所 環境管理室	〒768-0067 香川県観音寺市坂本町七丁目 3-18 TEL：0875-25-6431
小豆郡	小豆総合事務所 環境森林課	〒761-4121 香川県小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL：0879-62-2731
最終処分場、焼却施設等を設置する場合	環境森林部 循環型社会推進課	〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10 TEL：087-832-3226

## 2 提出方法等

### (1) 申請受付時間

平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (2) 提出部数

1部

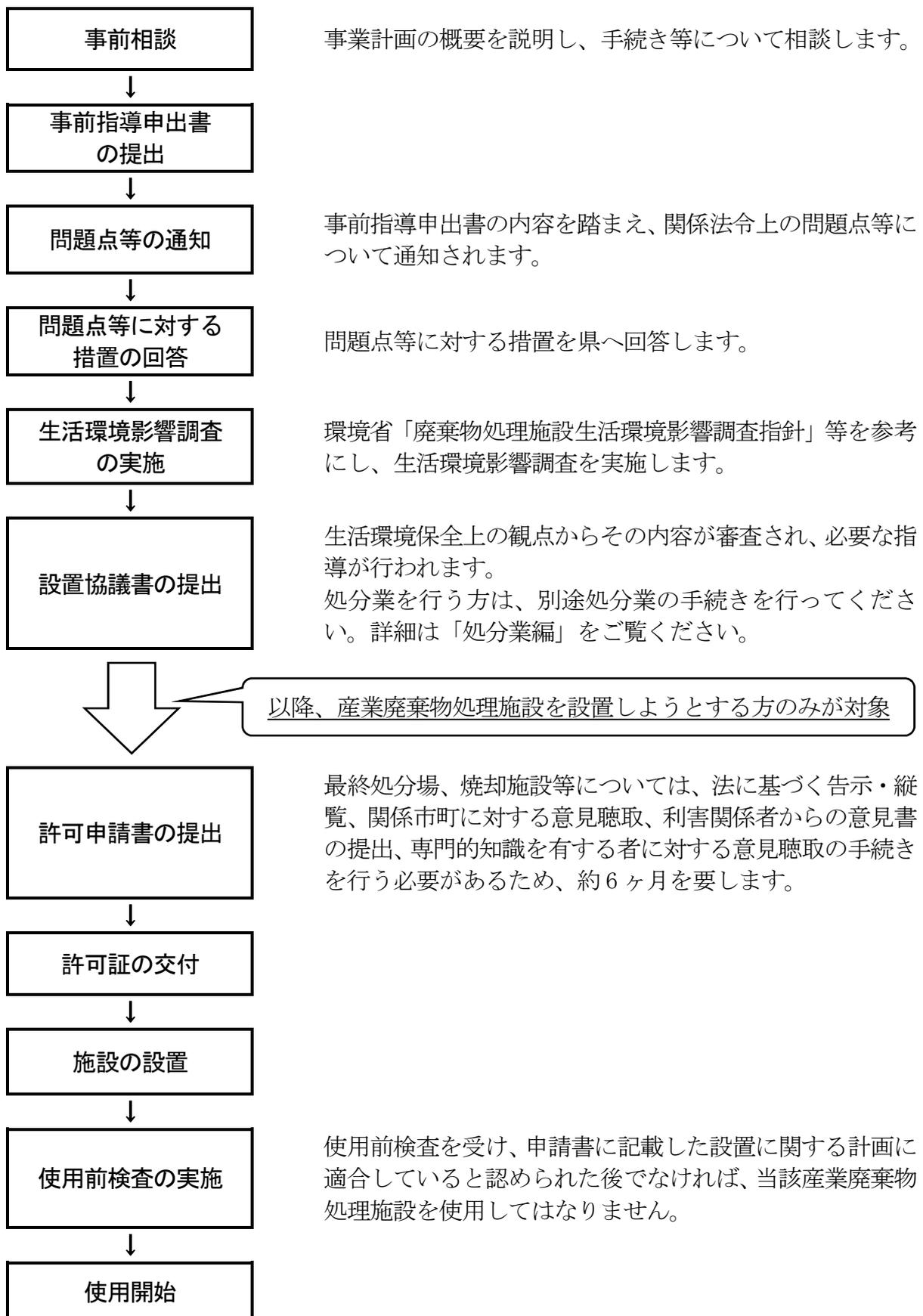
※控えが必要な場合は、提出する書類一式のコピーを取っておいてください。

## 3 申請手数料

設置協議終了後、許可申請書の提出の際に香川県証紙を納めます。

種類	区分	金額
産業廃棄物処理施設 (最終処分場、焼却施設等以外)	設置許可	120,000円
	変更許可	110,000円
産業廃棄物処理施設 (最終処分場、焼却施設等)	設置許可	140,000円
	変更許可	130,000円

## 4 手続きの流れ



## 5 提出書類

### <事前指導申出書>

#### (1) 使用する様式

「産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書」に所定の事項を記載してください。

**【記載例 p. 1】**

#### (2) 添付書類

No.	添付書類	具体例
1	当該施設の設置をしようとする土地又は建物の土地登記簿又は建物登記簿の謄本及び当該施設の設置をしようとする土地の公図	
2	当該施設の付近の見取図及び当該施設の配置図（公図の写しに記載したもの）	
3	事業計画の概要を記載した書類	<b>【記載例 p. 2】</b>
4	当該施設の概要を明らかにする図面	

### <設置協議書>

#### (1) 使用する様式

次表の種類・区分に応じた様式に所定の事項を記載してください。

種類	区分	様式の名称
産業廃棄物処理施設	設置許可	産業廃棄物処理施設設置協議書 <b>【記載例 p. 3~6】</b>
	変更許可	産業廃棄物処理施設変更協議書
処分業対象施設	設置	処分業対象施設設置協議書 <b>【記載例 p. 7~8】</b>
	変更	産業廃棄物処理施設変更協議書

#### (2) 添付書類

No.	添付書類	具体例
1	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	
2	最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
3	最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図	
4	当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図	

5	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	・(注1) 参照。
6	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	<b>【記載例 p. 13】</b>
7	<b>【法人のみ】</b> 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	・確定申告書の写し及び納税証明書(その1) (注2)
8	<b>【個人のみ】</b> 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	⇒資産に関する調書： <b>【記載例 p. 14】</b> ・確定申告書の写し及び納税証明書(その1) (注2)
9	<b>【法人のみ】</b> 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	
10	<b>【個人のみ】</b> 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書	・住民票の写しは、本籍地(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等。以下同じ。)の記載が必要。 ・(注3) 参照。
11	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	<b>【記載例 p. 15】</b>
12	<b>【個人のみ】</b> 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書	・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・(注3) 参照。
13	<b>【法人のみ】</b> 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書	・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・(注3) 参照。
14	<b>【法人のみ】</b> 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)	・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・(注3) 参照。
15	申請者に令第6条の10に規定する使用人(注4)がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書	・住民票の写しは、本籍地の記載が必要。 ・(注3) 参照。

16	当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類	⇒産業廃棄物処理施設：【記載例 p. 11】 ⇒処分業対象施設：【記載例 p. 12】
17	その他の書類又は図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書【記載例 p. 9～10】</li> <li>・当該施設の設置をしようとする土地又は建物の土地登記簿又は建物登記簿の謄本及び当該施設の設置をしようとする土地の公図</li> <li>・土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類</li> <li>・必要に応じて長期財務計画等を添付。</li> </ul>

(注1) 産業廃棄物処理施設にあつては、法第21条第1項に規定する技術管理者を置く必要があります。

(注2) 納税証明書(その1)は、税務署窓口に行く必要なく、非対面で請求から受取までできます。設置協議書を提出の際は、受け取った電子納税証明書を印刷し添付してください。電子納税証明書の受取方法は、以下のURLからご確認ください。

【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(注3) 成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書又は登記されていないことの証明書は、高松法務局(郵送の場合は東京法務局)で取り扱っています。

詳細は高松法務局戸籍課(TEL: 087-821-6191)にお問合せください。

【URL】 <http://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/static/seinen-kouken1.htm>

(注4) 申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいいます。

- ① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(その他)

#### ①有価証券報告書による代替

直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、No.7及びNo.9に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができます。

#### ②先行許可証による代替

都道府県知事は、申請者が既に許可(住民票の写し等を添付して受けたもので、5年以内のもの)を受けている場合は、No.10からNo.15までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証(許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。)を提出させることができることとなっています。

#### ③添付書類の省略

規則・要項の規定により同時に二以上の申請書、協議書等を提出する場合(例えば、法人が同一の都道府県知事に対して産業廃棄物収集運搬業の新規許可と産業廃棄物処分業の新規許可を同時に申請する場合)において、各申請書、協議書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書、協議書等にこれを添付し、他の申請書、協議書等には知事が別に定める添付書類省略一覧表を添付して、一の申請書、協議書等に添付した書類の添付を省略することができます。

## <許可申請書>

### (1) 使用する様式

次表の区分に応じた様式に所定の事項を協議書と同様に記載してください。

種類	区分	様式の名称
産業廃棄物処理施設	設置許可	産業廃棄物処理施設設置許可申請書
	変更許可	産業廃棄物処理施設変更許可申請書

### (2) 添付書類

協議書の添付書類を用いますので、提出は不要です。

様式第1号

産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書							
							年 月 日
香川県知事 殿							
記載例ですので協議書、事業計画等の内容が一致していません。				郵便番号 〒760-8570 住 所 香川県高松市番町4丁目1番10号 氏 名 香川 株式会社 代表取締役 香川太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 087-832-3226			
産業廃棄物処理施設等の設置について、次のとおり事前指導申出書を提出します。							
施設 の 設 置 場 所		香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番					
施設 の 概 要	施設の種類及び 処 理 能 力		汚泥の脱水施設 1基 処理能力： 80m <sup>3</sup> /日 (8時間)				
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項又は第15条の2の6第1項の適用の有無					<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
	施設において処理する 産業廃棄物の種類 (当該 産業廃棄物に石綿含有産 業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物又は水銀含有 ばいじん等が含まれる場 合は、その旨を含む。)		汚 泥				
	施設 の 構 造 及 び 概 要		鋼鉄製 (加圧圧搾脱水機：詳細は別紙のとおり)				
施設 に 供 す る 土 地 の 状 況	地番	地目	面積	利用面積	利用目的	所有者	所有権移転等
	〇〇番	雑種地	〇m <sup>2</sup>	〇m <sup>2</sup>	脱水施設	〇〇	購入予定・ <input checked="" type="checkbox"/> 借地
	〇〇番	雑種地	〇m <sup>2</sup>	〇m <sup>2</sup>	処分前保 管場所	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
参 考 事 項	担当者名 高松工場長 香川 三郎 連絡先 087-832-3226						

<添付書類>

- 1 土地又は建物の登記簿謄本及び公図 (施設の配置を記載したもの)
- 2 付近の見取図及び配置図
- 3 事業計画の概要を記載した書類
- 4 施設の概要を明らかにする図面 (平面図、立面図、縦断図、横断図等)

# 事業計画書

## (事前指導申出書提出時の記載方法)

### 1 事業概要

- 会社（個人）の事業内容
- 施設設置の理由  
(今回の処理施設を設置するに至った理由)

#### ・受託予定事業者

○○株式会社（所在地）、○○株式会社○○工場（所在地）、○○株式会社○○営業所（所在地）

#### ・処理したものの処分方法

- 株式会社（所在地） ……○○処分
- 株式会社（所在地） ……売却

### 2 取り扱う産業廃棄物の種類及び予定量

- …100 t / 月
  - …100m<sup>3</sup> / 月
- } 全ての品目について記載すること。

### 3 処分の方法

- ・処分方法 ○○処分

#### ・処理施設の処理能力及び設置基数

最終処分場：面積（m<sup>2</sup>）、設置場所（地番）

その他処理施設： t / 日（時間）または m<sup>3</sup> / 日（時間）、○基、設置場所（地番）

保管施設：面積（m<sup>2</sup>）、設置場所（地番）

※それぞれの施設について別々に記載する。

### 4 維持管理に関する事項

#### (1) 維持管理責任者

処理施設の維持管理責任者（許可施設にあつては技術管理者）の役職名、氏名

#### (2) 処理施設の保守点検計画

処理施設の保守点検に関する事項（点検の頻度及び内容等）

#### (3) 産業廃棄物管理票の使用及び管理方法

維持管理記録及びマニフェストの作成、閲覧等に関すること。

使用したマニフェストは、○○（本社、○○営業所等）事務所にて委託契約書とともに5年間保存する。

マニフェストに関する管理者は、○○である。

#### (4) その他生活環境保全上、必要な措置等

### 5 県外からの産業廃棄物の搬入の有無

無

産業廃棄物処理施設設置協議書		年 月 日	
香川県知事 殿			
協議者			
		郵便番号 〒760-8570	
		住 所 香川県高松市番町4丁目1番10号	
		氏 名 香川 株式会社	
		代表取締役 香川太郎	
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号 087-832-3226	
産業廃棄物処理施設を設置したいので、関係書類等を添えて提出します。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所	香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番地		
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の脱水施設 1基		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	汚泥		
着 工 予 定 年 月 日	〇 年 〇 月 〇 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	〇 年 〇 月 〇 日		
産業廃棄物処理施設の処理能力	80m <sup>3</sup> /日（ 8 ）時間 t/日（ ）時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>		
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番地	
	産業廃棄物処理施設の処理方法	加圧圧搾脱水機	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	鋼板製	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	排水量：〇m <sup>3</sup> /日
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排出の方法：汚水処理後、道路側溝から〇〇用水路経由で〇〇川に排出 (詳細は別紙のとおり)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	放流水：BOD 〇〇mg/L COD 〇〇mg/L SS 〇〇mg/L	
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	別紙のとおり		

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	放流水：BOD ○○mg/L COD ○○mg/L SS ○○mg/L	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	○回/月	
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	別紙のとおり	
△災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)			
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分      委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分      委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		8：30～17：00 汚泥は自動運転し、脱水後、コンテナに保管する。 脱水汚泥は、週2回専用トラックで搬出する。	
担 当 者 及 び 連 絡 先		担当者名    高松工場長 香川 三郎 連絡先      087-832-3226	



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	10,000株		出資の額	〇〇〇〇〇〇円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
かがわ たろう 香川 太郎	昭和〇年 〇月〇日	1,000株 10%	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇番地〇
かがわ はなこ 香川 花子	昭和〇年 〇月〇日	500株 5%	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇番地〇
かがわ ゆうげんがいしゃ 香川 有限会社	昭和〇年〇月 〇日設立	2,000株 20%		香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
かがわ さぶろう 香川 三郎	昭和〇年〇月〇日	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地
	高松事業所長	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	

備考

- 1 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 5 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
- 7 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 9 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 10 都道府県知事が定める部数を提出すること。

処分業対象施設設置協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者

郵便番号 〒760-8570

住 所 香川県高松市番町4丁目1番10号

氏 名 香川 株式会社

代表取締役 香川太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-831-1111

産業廃棄物処分業の用に供する施設を設置したいので、関係書類等を添えて提出します。

処分業対象施設の設置の場所	香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番地		
処分業対象施設の種類	産業廃棄物の堆肥化施設		
処分業対象施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	動植物性残さ		
着工予定年月日	〇年 〇月 〇日		
使用開始予定年月日	〇年 〇月 〇日		
処分業対象施設の処理能力	$m^3/日$ ( ) 時間 24 $t/日$ ( 24 ) 時間 $m^3/時間$ 1 $t/時間$		
△処分業対象施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	処分業対象施設の位置	香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番地	
	処分業対象施設の処理方法	好気性発酵処理	
	処分業対象施設の構造及び設備	鋼鉄製、鉄骨スレート構造	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	排ガス: 〇回/年 放流水: 測定無し
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	悪臭物質〇〇の測定(詳細は別紙のとおり)	
その他処分業対象施設の構造等に関する事項	別紙のとおり		

(日本産業規格 A列4番)

△処分業対象施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		敷地境界で悪臭物質〇〇の濃度を〇〇以下にする。	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		〇回/年	
	その他処分業対象施設の維持管理に関する事項		別紙のとおり	
△災害防止のための計画				
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶解処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分	委託処分
		処 分 方 法		
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分	委託処分
		処 分 方 法		
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		8：30～17：00 原料調整（おがくずと混合）後、直ちにコンポスト処理する。		
担 当 者 及 び 連 絡 先		担当者名	高松工場長 香川 三郎	
		連絡先	087-832-3226	
備考				
<p>1 処分業対象施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入すること。</p> <p>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 処分業対象施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>				

# 事業計画書（産業廃棄物処理施設記載例）

## 1 事業概要

当社は、現在土木・建設業を営んでいるが、今後事業を拡大し、排出事業者から委託を受けて、土木工事・建設工事等から発生する産業廃棄物（木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の中間処理を行うために、産業廃棄物処理施設（施設名）設置の許可及び産業廃棄物処分業の許可を受けようとするものである。

排出事業者から産業廃棄物の処分を受託する場合には、あらかじめ書面にて産業廃棄物処分委託契約を締結した上で、契約に従って産業廃棄物の処分を行う。その際、マニフェストを使用しない排出事業者の産業廃棄物は処分を行わない。

- ・受託予定排出事業者（所在地と想定される産業廃棄物の種類を記載）
  - 〇〇株式会社（所在地：〇〇市〇〇町〇〇、産業廃棄物の種類：〇〇、〇〇）
  - 〇〇株式会社〇〇工場（所在地：〇〇市〇〇町〇〇、産業廃棄物の種類：〇〇、〇〇）
- ・想定される収集運搬業者（所在地と収集運搬予定の産業廃棄物の種類を記載）
  - 〇〇工業株式会社（所在地） 〇〇市〇〇町〇〇  
（収集運搬する産業廃棄物の種類） 〇〇、〇〇
  - 有限会社〇〇産業（所在地） 〇〇市〇〇町〇〇  
（収集運搬する産業廃棄物の種類） 〇〇、〇〇

## 2 取り扱う産業廃棄物の種類及び予定量

木くず …………… 100 t / 月  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず…………… 50 t / 月  
がれき類…………… 100 t / 月

（自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含むか否かを記載すること。）

### 【破砕施設の処理能力について】

木くず又はがれき類の破砕施設の処理能力が $m^3$  / 日となっているものについては、t / 日で表わすこと。

### 【保管場所について】

保管場所の所在地、面積、保管量、積み上げることができる高さを記載すること。

（以下はがれき類の場合の記載例であり、木くずの場合はがれき類に準じて記載すること。）

## 3 処分の方法

ダンプ車で搬入したのがれき類は、処分前保管場所に保管する。鉄筋等を取り除いた後、がれき類を重機でホッパーに投入し、破砕処理後、磁選機により金属等を取り除き、スクリーンにより40mmで篩い分けを行う。40mmを超えるものは、再度破砕処理を行い、40mmアンダーとなった製品は、処分後保管場所に保管する。

## 4 処理施設の維持管理計画

- ・技術管理者〇〇が現場に常駐し、施設の維持管理にあたる。  
（技術管理者講習会を受講した者については、修了証の写しを添付すること。技術管理者が選任されていない場合は、早急に技術管理者の養成を行う旨、記載すること。）
- ・処理施設の稼働時間は、午前〇時～午後〇時までの〇時間とする。

- ・始業・終業時には、施設が正常に稼働することを確認する。また、3ヶ月に1回、施設メーカーによる定期点検を行う。
  - ・産業廃棄物の保管の際は、保管の基準を遵守する。
  - ・施設の処理能力にみあった量の産業廃棄物を受け入れ、処理を行う。
  - ・常に場内の清潔を保持する。
  - ・施設の維持管理に関する記録表を作成し、事務所にて〇年間保存する。
  - ・異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡する。
- 5 放流水又は排出ガスの検査計画  
がれき類の破砕のみであり、放流水又は排出ガスは発生しないため、特に検査は行わない。  
場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集水し、砂等を除去した後、排水する。
- 6 処分したものの処分（再利用）方法の概要
- ・粒径や強度試験等の品質規格に適合した再生骨材（クラッシュラン）は、建設業者等に路盤材として販売する。
  - ・金属くずは、製鉄業者〇〇株式会社（所在地）に原料として売却する。
- 7 廃棄物又はそれを処理したものの検査計画
- ・処理する産業廃棄物が、許可品目のみであることを確認する。
  - ・処理後の骨材は、がれき類のみであり、有害物質等の検査は行わない。  
なお、粒径は現場で目視確認を行う。強度試験等の品質規格に適合しているかどうかは、定期的に専門機関検査依頼する。
- 8 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
- ・飛散等の防止のため、産業廃棄物は、コンクリート擁壁（高さ2m）の三方囲いの中で保管する。  
保管の際は、保管基準を遵守する。
  - ・破砕処理時は、適時散水等を行い、粉じんの飛散防止に努める。
- 9 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
- ・がれき類の破砕のみであり、放流水は発生しない。粉じんの飛散防止のための散水は行うが、使用水量はわずかであり、放流水は発生しない。
  - ・事業場内は、全面コンクリート舗装している。
  - ・場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集水し、砂等を除去した後、排水する。
- 10 火災の発生の防止に関する事項
- ・消防法を遵守し、場内に消火器、散水設備を設置する。
  - ・適時、場内パトロールを実施し、異常がないか確認する。
- 11 その他の災害防止に関する事項
- ・緊急時の連絡体制（病院、警察署、消防署、保健福祉事務所、市町等）について記載すること。
  - ・関係者以外立入禁止とし、作業時間外は施錠を確実にを行う。
  - ・労働・環境関係法令等を遵守し、作業を行う。
  - ・定期的に、従業員に対する安全教育等を行う。

## 生活環境影響調査の手法

区分	選定する生活環境影響調査項目	標準的な予測手法	分析すべき影響
大気質	焼却施設の煙突からの排ガスについては、SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、浮遊粒子状物質（ばいじん）、塩化水素（HCl）、ダイオキシン類その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生じると予想される項目 廃棄物運搬車両の排気ガスについては、NO <sub>2</sub> 等	プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法	寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響
水質	処理施設から排出される排水については、BOD（排出先が海域又は湖沼の場合はCOD）、SS、必要に応じて窒素含有量及びリン含有量その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生じると予想される項目	数値シミュレーション手法を用いて水質濃度を予測する方法	水道の取水地点における利水上の障害等の影響
騒音	処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音	騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法	騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道周辺の人家等が存在する地点における影響
振動	処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動	振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法	振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道周辺の人家等が存在する地点における影響
悪臭	煙突等から排出される悪臭、処理施設から漏洩する悪臭又は廃棄物運搬車両から排出される悪臭については、廃棄物の種類又は性状により排出が予想される悪臭物質又は臭気指数等	煙突等から排出される悪臭については、プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法 処理施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法	煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響 処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域における影響
地（陸上埋立のみ） 下水	地下水の流れ	地下水位の変化や湧水量の計算に用いられている一般的な解析式又は定性的な予測方法	埋立地の存在による地下水の水位や流動状況への影響

(注) 同等の大きさの寄与が複数地点において生ずる場合は、それら全ての地点

## 処分業対象施設に係る生活環境影響調査の記載事項

法対象施設はもとより、処分業対象施設についても生活環境影響調査をまとめるものとする。環境影響要因（発生源）、水質の場合なら放流先（河川、海域）の状況、民家の立地状況などを明らかにし、予測結果又は環境保全対策などから影響を分析する。

なお、工事中の影響については、検討する必要はない。

### （検討事項）

#### 1 大気汚染

燃料使用施設を明らかにし、その施設からの影響を分析する。

粉じん発生の要因があれば、その影響を明らかにする。

必要に応じ、廃棄物運搬車輛の発生台数も明らかにし、その影響を分析する。

講ずる環境保全対策があれば、それも明らかにする。

#### 2 水質汚濁

排水の放流があるか否かを明らかにする。

放流があれば、水量、水質、放流先を明らかにし、その影響を分析する。

必要に応じ、水処理施設の概要も明らかにする。

#### 3 騒音

騒音の発生源を明らかにし、その影響を分析をする。

廃棄物運搬車輛の発生台数、運搬経路、周辺民家の立地条件（距離、立地数）を明らかにし、その影響を分析する。

類似施設の苦情発生状況を調査し、その対策についても明らかにする。

#### 4 振動

騒音と同様

#### 5 悪臭

悪臭の発生源、周辺民家との距離などを明らかにし、その影響を分析する。

類似施設の苦情の発生状況を調査し、その対策についても明らかにする。

※処分業対象施設の処理方式や構造、設置場所等により、検討する必要が無いと判断される項目については、その理由等を明記すること。

※変更手続きの場合は、設置時の内容をそのまま使用するのではなく、稼働状況等を踏まえた内容の見直しや、測定結果等に基づく再評価を行った内容とすること。

当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額  
及びその資金の調達方法

1 当該産業廃棄物処理施設の設置に要する資金の総額

〇〇施設	土地	〇〇円
	事務所	〇〇円
	処理施設	〇〇円
合計		〇〇円

新たに必要な諸経費について記入し、なければ「既存の施設を使用するため、新たな資金は必要ありません。」と記入する。

2 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額

〇〇施設	燃料費	〇〇円
	電気代	〇〇円
	薬品代	〇〇円
合計		〇〇円

3 その資金の調達法

自己資金	〇〇円
〇〇銀行（本支店名・連絡先等記載）より借入	〇〇円
〇〇株式会社（所在地・連絡先等記載）より出資	〇〇円

4 事業の運営にかかる資金等

(1) 1ヶ月の売上げ

約 〇〇円（うち産業廃棄物処理業 〇〇円）

} 新規許可申請等で不明な場合は、予定額で記入してください。

(2) 1ヶ月の経費

約 〇〇円（うち産業廃棄物処理業 〇〇円）

} 新規許可申請等で不明な場合は、予定額で記入してください。

(内訳)

従業員の給料 約 円（従業員 名）

ガソリン代・車両整備費 約 円

その他（ ） 約 円

資産に関する調書（個人用）			
〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	定期預金		3,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110m <sup>2</sup>	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			19,000
短期借入金			500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

香川県知事 殿

申請者

住所 香川県〇〇…

氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)